# 行政知っ得情報

# 教育総務課

## 美郷町学校給食協会臨時職員を募集します

#### 募集内容●

募集職種		定員	勤務時間	勤務地	時給
1	給食調理員	18名	午前8時~午後5時 (週5日、1日8時間)	<ul><li>・美郷町北学校給食センター</li><li>・美郷町南学校給食センター</li><li>・なかよし園</li><li>・わくわく園</li><li>・すこやか園</li><li>のいずれか</li></ul>	760円
2	給食調理員	4名	午前8時~正午 (週5日、1日4時間)		
3	給 食 調 理 員 兼給食配送員	1名	午前8時~午後5時 (週5日、1日8時間)		

**雇用期間**●平成25年4月1日~平成26年3月31日 **資格要件**●給食調理の経験あるいは調理師免許を有す る者を優先します。 申込方法●ハローワークを通じてお申し込みください。 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335 募集期間●2月1日倫~2月15日倫

問い合わせ●町教育委員会 教育総務課 教育総務班 ☎0187(84)4914

農政課

### 森林の土地を所有した時に届出が必要になりました

森林法の改正により、平成24年4月1日以降の「相続、贈与、売買、遺贈、土地の交換、譲渡担保やその他の契約」において、森林の土地の所有権移転があった場合は市町村への届出が必要になりました。4月1日以降に森林の土地の所有権を取得した方は、次の提出書類を揃えて町農政課まで提出してください。

### 提出書類

- ・森林の土地の所有者届出書 (届出書は町農政課に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。)
- ・森林の土地の登記事項証明書や土地売買契約書など、 権利を取得したことが分かる書類(写しでも可)

問い合わせ●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

## 農業委員会

# 農地等の生前一括贈与にかかる贈与税·不動産取得税の納税猶予制度制度継続利用のために必要な証明書の申請は2月28日(木)まで

農地等を生前一括贈与で譲り受け、農地の分散を防止しながら農業経営を継続している場合は、贈与税および不動産取得税の納税猶予制度が利用できます。

納税猶予期間中は、申告期限から3年ごとに大曲税務署や仙北地域振興局に継続届出書を提出する必要があります(対象者には大曲税務署、仙北地域振興局から必要書類が送付されています)。この際、添付書類として農業委員会が発行する証明書が必要になりますので、継続届出書の提出前に町農業委員会事務局で証明書の申請手続きを行ってください。

なお、証明書の発行には農業委員会総会での承認が 必要となるため、期限内に手続きができるよう所得税 の確定申告等の準備をお願いします。

### 農業委員会の手続きに必要な書類●

- ・平成24年分の所得税の確定申告書 B 第一表控の写し(農業の収入金額等が記載されたもの)
- ・大曲税務署や仙北地域振興局から送付された証明
- ・生前一括贈与対象農地が分かる資料 (納税猶予申請時に提出した書類の控え等)

申請期限●2月28日休 申請 先●農業委員会事務局

証明書発送予定日●3月14日休

問い合わせ●町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

# 国が支える。安心が大きくなる [担い手積立年金]は農業者年金の愛称です。

安心で豊かな老後生活 のために新しい農業 年金に加入しましょ

# あなたの将来への備えは十分ですか?

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちか らの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や 財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度 です。

加入の申し込みやご相談は最寄りの JAまたは町農業委員会事務局まで

町農業委員会事務局☎0187(84)4913

# 年金の特徴

### 農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除 く) で、年間60日以上農業に従事する60歳未満 の方は誰でも加入できます。農地を持っていない 農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者 も加入できます。



### 少子高齢化時代に強い年金です

自分で積み立てた保険料と、その運用益により 将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠 出型) | の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険

料を自由に決められます (月額2万円から6万7 千円までの間で千円単位 で自由に選択)。農業経 営の状況や将来設計に応 じて、いつでも見直すこ とができます。



## 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取るこ とができます。仮に、80歳前に亡くなった場合で も、80歳までに受け取れるはずであった農業者老 齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死 亡一時金として支給します。



### 公的年金ならではの税制上の 優遇措置があります

支払った保険料は、全額(一人当たり年額12万 円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、

所得税・住民税の 節税につながりま す。また、将来受 け取る年金は公的 年金等控除の対象 となります。



# 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家 族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定 の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最 高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額は原則65歳から特例付加年金と して受給できます。特例付加年金を受給するには、 農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期 についての年齢制限はありません。